

平成17年度の事業の概況

金融経済環境	19
平成17年度の業績	19
今後対処すべき課題	21
最近5年間の主要な経営指標の推移	22
自己資本の充実の状況	23
信用金庫法にもとづく リスク管理債権の状況	25
金融再生法にもとづく資産査定 の状況	26
地域密着型金融推進計画について	27

平成17年度の事業の概況

金融経済環境

平成17年度は政府による構造改革進展への期待や相次ぐ企業収益の向上を受け株価は記録的に上昇しました。また、物価の下げ止まりや景気回復を踏まえ日銀は5年ぶりに量的緩和政策の解除を行い、さらに、大都市圏の商業地価が上昇に転じたことからデフレ脱却が鮮明になり、日本経済にとっては大きな転換期となりました。

当金庫の営業基盤である佐賀県経済も倒産件数の減少や、地価の下げ止まりを受け、景気回復の兆しが見えつつ

ある状況となりました。

金融界では、ペイオフ全面解禁や個人情報保護法の施行により、厳格な企業経営を求められる一方、地域・業態の垣根を越えた金融再編も再加速しました。

また、大手行や有力地銀が不良債権処理の山を越えたことから、個人・中小企業分野への積極的な攻勢や新しい収益モデルの確立など、収益の拡大路線へ転換を図っており、地域金融機関との競争も激しくなっております。

平成17年度の業績

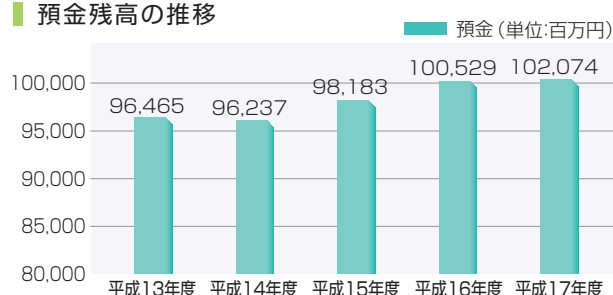
主要勘定の状況

預金

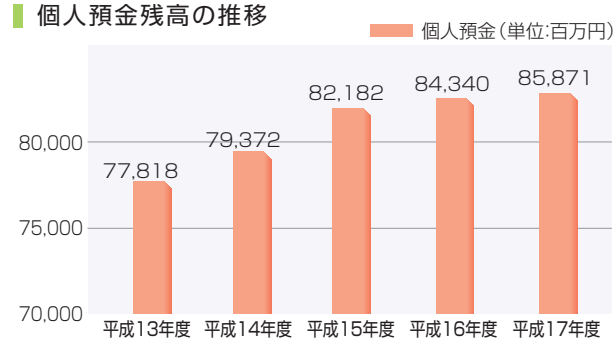
預金残高は前期比1,544百万円増加し、102,074百万円となりました。

個人のお客様からの預金につきましては、要求払預金を中心に順調に増加しており、平成18年3月末の個人預金比率は84.12%（前期末比+0.23%）となりました。

預金残高の推移



個人預金残高の推移



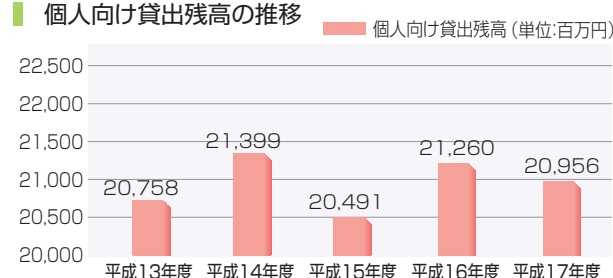
貸出金

個人向け貸出については、住宅ローン等の推進を行ったものの伸び悩みましたが、事業者向け貸出や地方公共団体向け貸出が増加しました。また、期末において直接償却により不良債権処理を行いました。貸出金全体としては前期末比1,527百万円増加し、平成18年3月末残高は65,549百万円となり、期末残高としては7期ぶりに増加に転じました。

貸出金残高の推移



個人向け貸出残高の推移

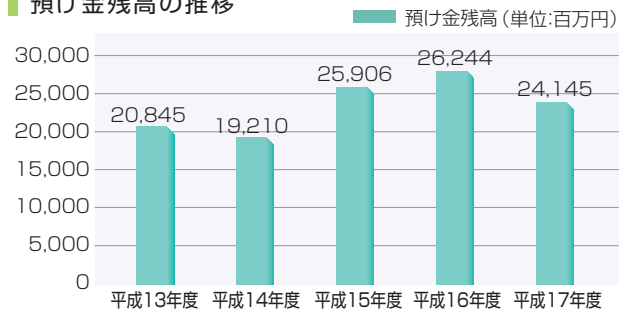


預け金、有価証券

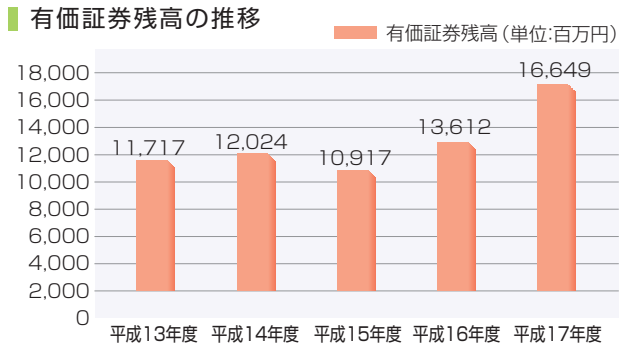
預け金とは、預金の支払準備、手形交換決済資金、為替決済資金の他、余裕金運用としての定期性預金などで信金中央金庫やその他の金融機関へ預けている預金のことです。平成17年度は前期末比2,099百万円減少し、24,145百万円となりました。

有価証券は収益資産であるとともに、現金・預け金に次ぐ支払準備資産となるもので、その運用に際しては流動性、健全性の確保に努めています。平成17年度は前期末比3,036百万円増加し、16,649百万円となりました。

預け金残高の推移



有価証券残高の推移



損益等の状況

業務純益

業務純益とは、一般企業でいう営業利益にあたるもので、金融機関の収益状況の実力を示す重要な指標です。

平成17年度においては、業務粗利益は前年度比1百万円減少しましたが、経費が39百万円減少した事などにより、業務純益は前期比約17百万円増加し、402百万円となりました。

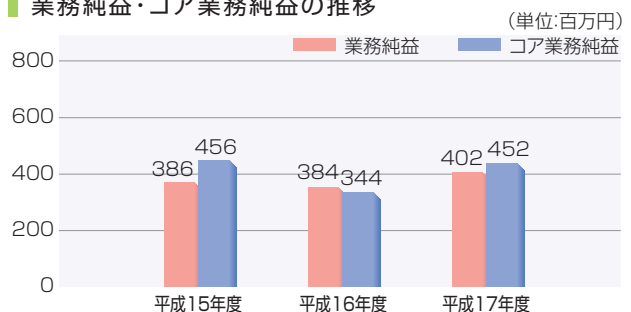
また、一般貸倒引当金繰入前、国債等債券関係損益控除後の**コア業務純益**は、金融機関の本来業務による純粋な収益力を表す指標といわれています。

コア業務純益は不良債権を処理するための原資になるもので、不良債権処理能力を測るという点でも最近注目されている指標です。平成17年度の当金庫のコア業務純益は452百万円となりました。

(単位:千円)

科目	平成16年度	平成17年度
業務純益①=(②-④-⑤)	384,196	402,124
業務粗利益②	2,124,334	2,122,751
うち国債等債券関係損益③	20,305	△50,602
一般貸倒引当金繰入額④	△19,591	—
経費(臨時的経費を除く)⑤	1,759,729	1,720,627
コア業務純益(①-③+④)	344,300	452,726

業務純益・コア業務純益の推移



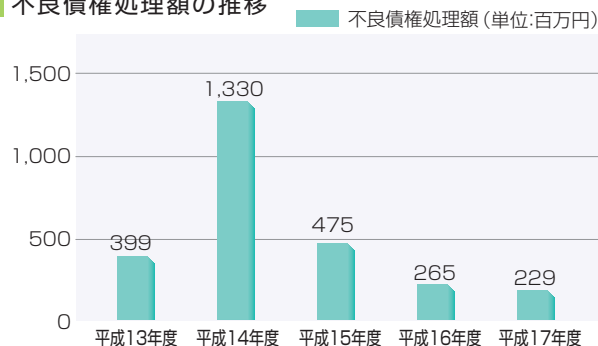
用語解説 ● 直接償却 | 貸出金のうち返済の見込みがなくなった額を貸借対照表の貸出金から直接減額する方法のことです。

不良債権処理

長引く景気低迷、デフレの進行は、不良債権問題として金融機関の経営に大きな影響を与えてきました。当金庫は、この不良債権問題を真摯に受け止め、これまでも積極的に不良債権処理を続けてきました。

平成18年3月期におきましては229百万円（前年度比36百万円、13.73%減少）の不良債権処理を行い、財務内容の健全化を図っております。

不良債権処理額の推移

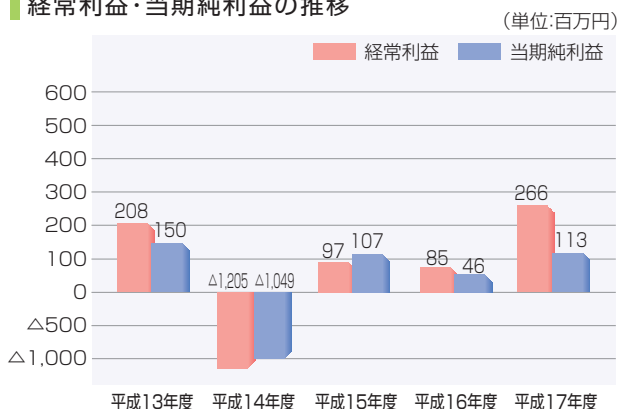


経常利益・当期純利益

経常収益は2,528百万円（前年度比31百万円、1.25%増加）となり、経常費用は2,262百万円（同149百万円、6.21%減少）となったことから、経常利益は266百万円（同181百万円、213.21%増加）となりました。

また、当期純利益は前年度比66百万円、144.07%増加し、113百万円となりました。

経常利益・当期純利益の推移



自己資本比率

平成18年3月期の自己資本比率は前期比0.37ポイント低下し12.63%となりましたが、国内基準である4%を大きく上回っており、財務体質の健全性を確保しています。

なお、当金庫では、公的資金の注入や優先出資、劣後債の取入れ等による自己資本の積み上げは行っていません。

今後対処すべき課題

平成18年度は、大都市圏においては地価の上昇も見られ、デフレ脱却が鮮明になり、雇用の改善や個人消費の増加基調が続く公算が大きいことから、着実に景気回復が進んでいくものと思われ、また地元経済においてもその余波から、徐々にではあるが景気回復の兆しが見えてくる状況にあると思われまます。

こうした中、佐賀信用金庫におきましては、収益を意識した新渉外体制のもと「守りから攻めへ」の転換を図るとともに、職員一人ひとりが自己啓発に努め、レベル

アップを図り、地域社会・お客様にとってよき相談相手になるよう努力してまいります。

また、職場規律の高揚や顧客情報処理の厳正化をより一層進めるとともに、地域社会の再生・活性化を重視し、顧客満足度を向上することで、お客様に選ばれる金融機関になるよう取り組んでまいります。

最近5年間の主要な経営指標の推移

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経 常 収 益	2,918,813 千円	2,651,206	2,980,096	2,497,035	2,528,482
経 常 利 益 (△は経常損失)	208,755 千円	△1,205,834	97,302	85,077	266,478
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	150,915 千円	△1,049,594	107,487	46,376	113,193
普 通 出 資 総 額	177百万円	177	176	175	172
普 通 出 資 総 口 数	355 千口	352	352	350	345
会 員 数	10,399 人	10,406	10,387	10,437	10,428
純 資 産 額	8,181百万円	7,032	6,934	7,023	6,839
総 資 産 額	110,365百万円	108,448	109,548	111,413	113,425
預 金 積 金 残 高	96,465百万円	96,237	98,183	100,529	102,074
貸 出 金 残 高	70,109百万円	68,297	64,786	64,022	65,549
有 価 証 券 残 高	11,717百万円	12,024	10,917	13,612	16,649
単体自己資本比率(%)	13.43	12.18	12.55	13.00	12.63
普通出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20 円	20	20	20	20
普 通 出 資 配 当 率	4.0 %	4.0	4.0	4.0	4.0
職 員 数	188 人	178	173	164	154
う ち 男 性	123	119	118	114	109
う ち 女 性	65	59	55	50	45

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

普通出資金の推移



会員数の推移



■ 自己資本の充実の状況

平成17年度の自己資本比率は **12.63%**(国内基準4%の約3倍)となり健全な財務体質を維持しています!

■ 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項 目	平成16年度	平成17年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	175	172
うち非累積的永久優先出資金	—	—
利 益 準 備 金	175	172
特 別 積 立 金	6,899	6,197
次 期 繰 越 金	27	1
処 分 未 済 持 分	△2	△2
基 本 的 項 目 (A)	7,275	6,543
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	△180	196
一 般 貸 倒 引 当 金	572	268
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△213	—
補 完 的 項 目 (B)	178	464
自 己 資 本 総 額 [(A)+(B)] (C)	7,453	7,007
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	502	502
負債性資本調達手段及びこれらに準ずるもの	—	—
期限付劣後債権及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	400	400
控 除 項 目 不 算 入 額	△502	△502
控 除 項 目 計 (D)	—	—
自 己 資 本 額 [(C)-(D)] (E)	7,453	7,007
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	54,759	53,200
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	2,562	2,247
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	57,321	55,447
自 己 資 本 比 率 (E/F)	13.00%	12.63%

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (7,007百万円)}}{\text{リスク・アセット総額 (55,447百万円)}} \times 100 = 12.63\%$$

- (注) 1. 準備金積立金等は、当該期の剰余金処分後の金額を記載しております。
 2. 補完的項目に算入される一般貸倒引当金の額は、リスク・アセット総額の0.625%が限度となります。
 3. リスクアセットは、損失が発生する可能性のある資産総額です。

■ 主要なリスク・アセット

(単位:百万円)

科 目	リスク・ウェイト (%)	平成17年3月末		平成18年3月末	
		簿 価	リスク・アセット	簿 価	リスク・アセット
国債・預金担保貸出等	0	15,167	0	17,960	0
保証協会保証付き貸出等	10	13,404	1,340	16,084	1,608
金融機関向け債権等	20	27,838	5,567	25,787	5,157
住宅ローン等	50	9,854	4,927	9,960	4,980
一般貸出、株式等	100	45,486	45,486	43,701	43,701
合 計		111,751	57,321	113,493	55,447

■ 自己資本額・自己資本比率推移



■ 早期是正措置の概要

自己資本比率	是正措置の内容
国内で業務を行う金融機関	
4 % 以上	経営体質が健全で問題がない金融機関
4 % 未満	経営改善計画の作成・実施命令
2 % 未満	総資産の圧縮、新規業務の禁止
0 % 未満	業務の一部・全部の停止命令

早期是正措置とは、金融機関の健全性を確保するために導入される制度で、各金融機関が資産の自己査定を行い、適正な償却・引当を行った上で算出した自己資本比率が、一定の基準に達しない金融機関に対して、行政当局が経営改善計画の作成や、総資産の圧縮、新規業務の禁止等の是正措置や、業務停止命令を発動する制度です。

■ 自己資本比率とは

自己資本比率とは、貸出残高や保有有価証券など総資産に対する出資金や利益剰余金などの割合で、金

融機関経営の健全性、安全性を計るものさしとなり、比率が高いほど経営が健全であることを示します。

貸出債権の状況

厳正な自己査定に基づき積極的に不良債権処理を行っています。
リスク管理債権の85.90%及び金融再生法上の不良債権の85.97%をカバーしており
資産の健全性は十分に確保しています。

リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

破綻先債権・延滞債権に対する
担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	787	475
延 滞 債 権 額 (B)	5,614	4,967
合 計 (C)=(A)+(B)	6,401	5,443
担 保 ・ 保 証 額 (D)	5,506	4,545
回収に懸念 がある債権額 (E)=(C)-(D)	894	898
個別貸倒引当金 (F)	696	593
同 引 当 率 (G)=(F)/(E) (%)	77.83	66.11

3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する
担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
3ヶ月以上延滞債権 (H)	14	79
貸出条件緩和債権額 (I)	2,644	1,711
合 計 (J)=(H)+(I)	2,658	1,790
担 保 ・ 保 証 額 (K)	1,979	1,019
回収に管理を 要する債権額 (L)=(J)-(K)	678	770
貸 倒 引 当 金 (M)	48	56
同 引 当 率 (N)=(M)/(L) (%)	7.16	7.26

リスク管理債権の合計額 (単位:百万円)

	平成16年度	平成17年度
(O)=(C)+(J)	9,059	7,233

リスク管理債権全体の保全率 (単位:%)

	平成16年度	平成17年度
((D)+(F)+(K)+(M))/(O) (%)	90.85	85.90

- (注) 1.「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
(1)会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
(2)民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
(3)破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
(4)商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
(5)手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 2.「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
(1)上記「破綻先債権」に該当する貸出金
(2)債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3.「3ヶ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 4.「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- 5.なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 6.「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

信用金庫法上と
金融再生法上の
開示対象債権の違い

信用金庫法に基づく開示対象債権が「貸出金」であるのに対して、金融再生法に基づく開示対象債権は、「貸出金、貸付有価証券、外国為替、その他資産中の未収利息及び与信関連の仮払金、債務保証見返」と範囲が広く、債務者の財政状態等により分類区分され、より幅広く捕捉しています。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく資産の開示

金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区分	平成16年度	平成17年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,318	1,968
危険債権	4,190	3,519
要管理債権	2,658	1,790
正常債権	57,769	60,840
合計	66,936	68,118

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

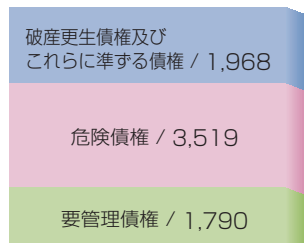
(単位:百万円、%)

区分	平成16年度	平成17年度
金融再生法上の不良債権 (A)	9,167	7,278
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,318	1,968
危険債権	4,190	3,519
要管理債権	2,658	1,790
保全額 (B)	8,337	6,257
貸倒引当金 (C)	785	660
担保・保証等 (D)	7,551	5,597
保全率 (B)/(A) (%)	90.94	85.97
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)/((A)-(D)) (%)	48.63	39.27

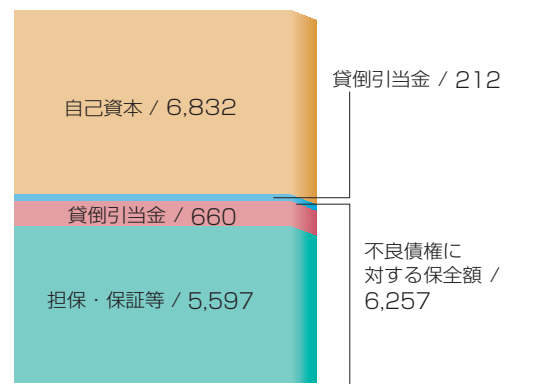
(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

不良債権に対する
備えは万全です!!

金融再生法上の不良債権額



経営体力



(単位:百万円)

(注) 自己資本(会員勘定)の額は、当該期の剰余金処分後のものです。

●貸出運営について

当金庫では、資産の健全性を高めていくことは、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命を安定的に果たしていくため、欠かすことのできない重要な経営課題のひとつとして認識し、積極的な取り組みを進めています。

しかし、信用金庫の融資業務の特徴は、収益性のみを追求した「選別融資」ではなく、会員である地域の中小企業や個人の皆様を対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。当金庫では、こうした信用金庫ならではの特性を踏まえ、

地域中小企業の皆様が抱えている特性に十分配慮しながら融資業務を行い地域と社会の発展に努めています。そうした意味で、地域社会の中小・零細企業の基盤の弱さから発生するリスクの一部を敢えて吸収することは、当金庫に課せられた使命であるとも考えています。融資条件に対しましては、お客様の信用力・事業計画の妥当性などを十分検討したうえ、必要に応じて担保・保証をいただくとともに、大口融資にかたよることなく小口融資に徹することで資産の健全性を維持し、向上させたいと考えています。

「地域密着型金融推進計画」について

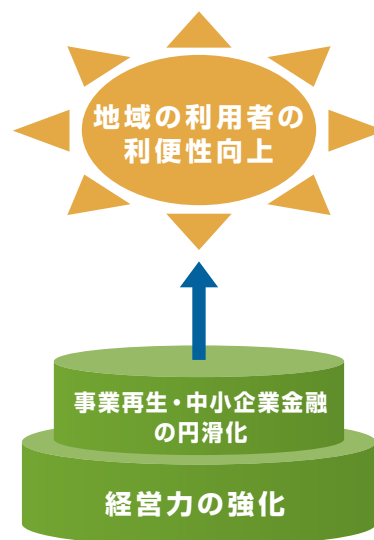
● 1.はじめに

佐賀信用金庫は中小企業金融を通じて、中小企業の育成・健全発展に寄与し、地域社会の繁栄に取り組んで参りましたが、平成15年～16年度の2年間においては、平成15年3月金融庁より示された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき集中改善に取り組みました。

そして、その結果を丹念に分析・評価した結果を踏まえ、ネクストステージとしての「新アクションプログラム」の推進計画に取り組み、より一層地域密着型金融の強化に向けて努力致しております。

新アクションプログラムは、中小・地域金融機関に対し、地域密着型金融の担い手として①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上に向けた取り組みを求めています。

以上の点から、佐賀信用金庫では、「地域社会に貢献する」という経営理念のもと、事業再生・中小企業金融の円滑化、また収益向上等による経営力の強化に努め、かつ地域の信認を確保することを基本的な考え方としています。



● 2.重点強化期間（平成17年度～平成18年度）の取り組み

(1) 当庫の目指す姿

① 経営理念

・「地域社会の繁栄に貢献する」という理念のもと皆様から愛され親しまれる信用金庫を目指します。

② 経営方針

- ・公共的使命の重大性を自覚し預金の増強と融資の適正を図ります。
- ・常に会員一般取引者並びに役職員の利益を尊重し和協一致基本方針の達成に努めます。
- ・創意と改善を怠らず経営の健全と永久の発展を図ります。

③ 経営ビジョン

・協同組織金融機関としての使命である中小企業等の育成・支援をはじめ地元経済の再生・活性化に尽力しコンプライアンス強化に努め、地域とともに歩む金融機関となることを目指します。

(2) 目指す姿に向けて、当庫が展開するビジネスモデル

- ・地元で集めた資金を地元に戻元します。(地域経済の再生・活性化を図る)
- ・当金庫を良く理解して頂く努力を図り、お客様の信頼を勝ち取ります。
- ・地域の特性やお客様のニーズに合った情報提供及びコンサルティング、経営相談・支援機能の発揮を行っていきます。

(3) 計画の推進により、「お客様・地域社会」への提供が可能となるサービス

- ・創業・新事業支援について、中小企業支援センターとの連携により、ニーズ発掘を推進します。
- ・取引先企業に対する支援強化で、経営改善支援先を積極的に取り組み「ランクアップ」を図ります。
- ・佐賀県中小企業再生協議会や再生専門業者の機能を活用して、事業再生に積極的に取り組みます。
- ・地域の中小企業に対しどのような資金供給がなされているか、また地域預金者に対し自らの預金等が地域のためにどのように生かされているか等の地域貢献の状況を開示します。

※上記の点を踏まえ「新アクションプログラム」の推進計画に取り組み、より一層「地域密着型金融推進計画」の強化に向けて努力いたします。
また、本計画の要約及び進捗状況につきましては、当金庫の各店舗及びホームページ上にて開示しております。